

平成 29 年度 三日月特定環境保全公共下水道事業 三日月浄化センター設備工事について、小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領に基づき条件付一般競争入札（事前審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成 29 年 9 月 1 日

小城市長 江里口 秀次

## 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 平成 29 年度 三日月特定環境保全公共下水道事業  
三日月浄化センター設備工事
- (2) 工事場所 小城市三日月町樋口地内
- (3) 工事内容 処理方式：嫌気好気ろ床法  
今回計画汚水量 822 m<sup>3</sup>/日（全体 8,220 m<sup>3</sup>/日、内既設 2,466 m<sup>3</sup>/日）  
の水処理施設に係る設備機器  
機械設備 一式、電気設備 一式
- (4) 予定工期 契約締結の日（議会議決の日）から平成 30 年 11 月 30 日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 有

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、小城市から当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (2) 当該工事に対応する業種について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 当該工事に対応する業種について営業年数（建設業法第 3 条の規定により許可を取得した後の年数）が 5 年以上あること。
- (4) 小城市建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（平成 17 年小城市規則第 111 号）第 3 条に定める入札参加資格のある者で次の要件を満たすもの。
  - ア 平成 29・30 年度の小城市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - イ 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における土木一式工事の総合評点（P）が 700 点以上で、さらに電気工事の総合評点（P）が 700 点以上かつ水道施設工事の総合評点（P）が 700 点以上であること。
  - ウ 佐賀県内または福岡県内の本店又は支店若しくは営業所で、本工事の契約ができる者であること。
- (5) 発注工種について、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）

の提出期限から開札の日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。

- (6) 申請書の提出期限から開札の日までの間において、佐賀県及び小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 申請書等の提出期限の日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記（2）の決定を受けている者を除く。
- (9) 当該工事の他の入札参加資格者と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。
- (10) 小城市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (11) 過去の実績において処理方式が嫌気好気ろ床法の水処理機械設備工事または嫌気槽設備工事を元請（特定又は経常建設共同企業体の構成員の実績は、出資比率が30%以上の場合の者に限る。）若しくは、一次下請けとして1池の最大処理能力が1日当り540 m<sup>3</sup>以上を施工し、引き渡した実績を有すること。
- (12) 当該工事について、施工経験を有する建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。

### 3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書及び次に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び実績を証明する書類
- (2) 配置予定技術者調書（様式第7号）及び経験を証明する書類
- (3) 営業所一覧表（様式第9号）及び建設業の許可を証明する書類
- (4) 総合評定値結果通知書の写し（有効期限内の最新のもの）
- (5) その他添付書類

○様式については、小城市ホームページ[<http://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しておりますので、ダウンロードするか、下記受付場所に問い合わせください。

### 4 申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成29年9月4日（月）から平成29年9月15日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所 小城市役所 建設部下水道課工務係  
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2  
電話 0952-37-6122
- (3) 提出方法 持参による（郵送不可）

### 5 入札参加資格の確認

- (1) 申請書を提出した申請者の入札参加資格は、小城市入札者指名等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定する。

- (2) 入札参加資格を確認した場合は、その旨を平成 29 年 9 月 21 日（木）に入札参加資格確認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。
- (3) 本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書（様式第 3 号）を受けたものに限る。
- (4) 入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

## 6 入札参加資格の確認等に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日から 5 日（小城市の休日に関する条例第 1 条に規定する市の休日及び 8 月 13 日から 8 月 15 日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、市長に理由説明を求めることができる。この書面の提出先は建設部下水道課とする。
- (2) 前記により説明を求められたときは、説明を求められた日から 5 日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第 5 号）により回答する。
- (3) 前記の理由説明に不服がある者は、書面による通知をした日から 7 日（休日を含まない。）以内に書面により、委員会に苦情申立てを行うことができる。この書面の提出先は建設部下水道課とする。
- (4) 前記による苦情の申立てが行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。

## 7 資料の閲覧

入札参加申込者に対する本工事の特記仕様書、関係図面、金抜設計書及び契約書案（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 平成 29 年 9 月 1 日（月）から平成 29 年 10 月 24 日（火）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。  
午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 閲覧場所 小城市役所 建設部下水道課工務係  
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2 電話 0952-37-6122
- (3) 複写申込み USB メモリー（500MB 以上）を持参により閲覧場所で申し出ること。

## 8 入札の日時及び場所並びに提出方法

- (1) 入札日時 平成 29 年 10 月 25 日（水）13 時 30 分
- (2) 入札場所 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市役所 2-5 会議室
- (3) 提出方法 持参による
- (4) その他 入札にあたっては、入札参加確認通知書（様式第 3 号）及び工事費内訳書を持参すること。

## 9 その他

- (1) 入札保証金  
小城市財務規則（平成 17 年小城市規則第 38 号）第 85 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。
- (2) 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、小城市財務規則第 104 条第 2 項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。

### (3) 落札者の決定

落札者は、入札書比較価格（予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価格の入札を行った者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

### (4) 契約の方法、契約締結の時期及び工事費の支払い方法

ア 契約は小城市建設工事請負契約約款により契約する。

イ 落札者との契約は仮契約とし、小城市議会の議決を経た場合に本契約とする。

ウ 完成前の工事費の支払いについては、小城市建設工事請負契約約款に定めるところにより行う。

### (5) その他

ア 小城市建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定により最低制限価格を設定している場合は、見積もった入札金額が最低制限価格を下回る価格の時は、直ちに失格とする。

イ 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札すること。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行うこと。

ウ 小城市発注の工期が重複する近接した工事を、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。

エ 前金払 有（契約金額の 40%以内）

オ 部分払 有（小城市財務規則第 62 条第 3 項の規定による。）

カ 入札心得については、小城市ホームページ[<http://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しているので、確認すること。

## 10 問い合わせ先

この工事の質問は、平成 29 年 9 月 19 日（火）から平成 29 年 9 月 27 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 4 時までに下記問い合わせ先へ書面（FAX も可）で送付し、到着確認のため電話連絡をしてください。

なお、質問事項に対する回答は、入札参加者すべてに行います。

問い合わせ先	小城市役所 建設部下水道課工務係 担当：内田 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号	0952-37-6122
FAX 番号	0952-37-6174
メールアドレス	gesuidou@city.ogi.lg.jp